

医療情報所得加算に関する掲示

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。

令和6年6月1日より、厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い下表のとおり診療報酬点数を算定いたします。

区分	マイナ保険証利用 (情報取得同意)	点数
初診	する	1点
	しない	3点
再診 (3月に1回)	する	1点
	しない	2点

情報取得には、受診歴、薬剤情報、特定検診情報その他必要な診療情報が含まれ、その情報を活用して診療を行うこととなります。

正確な情報を取得・活用する為に、初めて受診される方や再来の方で毎月最初の受診日には、マイナ保険証によるオンライン資格確認をご利用いただきますよう、ご理解・ご協力をお願いします。